

岩手県告示第645号

漁業災害補償法第104条第1号に掲げる漁業に係る一定の水域及び区域（平成18年岩手県告示第423号）の一部を次のように改正し、平成25年9月1日から施行する。

平成25年8月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
3 あわびをとる漁業		3 あわびをとる漁業	
加入区の名称	水域及び区域	加入区の名称	水域及び区域
[略]		[略]	
大槌町加入区	(水域) 一共第202号漁業権、 <u>一共第203号漁業権及び一共第207号漁業権</u> の漁場の区域 (区域) 新おおつち漁業協同組合の地区の区域	大槌町加入区	(水域) <u>一共第201号漁業権、一共第202号漁業権及び一共第203号漁業権</u> の漁場の区域 (区域) 新おおつち漁業協同組合の地区の区域
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			